

京丹後市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

京丹後市まちづくり基本条例（平成１９年京丹後市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「ふさわしい」を「応じた関わり方で」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 市及び市民は、青少年のまちづくり参加の機会づくりに努めなければならない。

第３０条中「子どもが健やかに育つ」を「子どもを学校、家庭、地域の連携により支え、安心して子育てができる」に改める。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。